慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	井上毅の拷問廃止意見とボアソナードの井上宛書簡 : 続続・ 明治法制史料雑纂(八)
Sub Title	Takeshi Inoue's opinions for the Abolishment of Torture and the Letter of G. Boisonade to Inoue
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.1 (1968. 1) ,p.79- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680115-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

井上毅の拷問廃止意見とボアソナードの井上宛書簡

続続・明治法制史料雑纂（八）

手塚豊

井上毅が、その在官中に収蔵した厖大な文書は、「梧陰文庫」と称せられ、現在、国学院大学図書館に所蔵されている。先般、その中から明治二十年までに、井上が直接に立案もしくは起草したと思われる文書が集録、編纂され、「井上毅伝・史料篇第一」[1]として公刊された。それらの文書は、いずれも明治史研究に対して、寔に貴重な資料を提供するものといわねばならない。その中の一つに、明治八年五月十三日附の「拷訊廃止意見案」がある。[2]これは「政体取調掛」[3]から「大臣、参議」宛に提出された意見書の草稿であり、井上の署名はないが、その自筆と思われる書き入れが若干存在するので、前掲書の編者は、井上の立案した文書と判断されたのであろう。こうした意見案の存在は、これまでの明治法制史研究において、全く知られていなかつたものである。

明治前期における拷問制度廃止の経過については、十数年前、私が詳しく考察したことがある。[4]さらに、その後判明した資料についても、私は二回にわたつて追加発表を行つた。この追加発表の一つに「拷問廃止に関連する諸法律案」[5]があるが、この拙稿に覆刻した四種の法律案と、井上の前掲拷訊廃止意見案を照合してみると、両者の間に密接な関係があることが判明する。その事情は、次の通りである。

周知のごとく、明治の拷問制度廃止の発端は、明治八年四月十五日、ボアソナードが司法卿大木喬任宛に、廃止意見書を提出したのが、それであつた。つづいてボアソナードは翌五月二十日にも、さらに自己の所見を敷衍して廃止建白書を提出した。この意見具申に動かされた政府は閣議で拷問の廃止を決定、同年七月十五日、拷問廃止に関する議案を、元老院へ下附した。ところが、この元老院へ下附された議案の内容、そしてまたその議案の審議状況、それらを確実に示す史料は、いま以て発表されていない。したがつて従来

は、その議案が拷問制度の全般的な廃止案であつたため、元老院の反対をうけて葬り去られたことが推測されていたにすぎない。

しかし、数年前、私は細川潤次郎旧蔵文書の中に、この元老院下附案らしい四種類の法律案が存在することを発見し、取りあえず一応の解題を附して発表した。前掲「拷問廃止に関連する諸法律案」はそれである。私は、それらの草案が、主として明治八年まで使用されていた太政官十行罫紙に記載されて（九年以降は多く十三行罫紙に改められている）いること、そして細川が八年四月十四日から七月二十日まで元老院大書記官に在職していたことなどを理由として、それらの草案は八年七月十五日元老院下附案であると判断したのである。もちろん決定的なきめ手はないので、一応の「推定」にとどめ「確実な関係資料の発見を将来に期待」した次第であつた。(6)

井上の「拷訊廃止意見案」（以下、意見案と略称する）をみるに、まずその日附が八年五月十三日であることを注意すべきである。これは前に述べたボアソナードの廃止意見書提出の約一ヵ月後、そしてまた廃止建白書提出の一週間前である。とすると、この意見案は、ボアソナード意見書と何か関連するものとみていい。すなわち、ボアソナードからの意見書を受理した政府が、政体取調掛に命じて、その具体策を徴したものと考えられるであろう。この推定が正しければ、政府はボアソナードの第一回目の意見具申により、すなわち第二回目の建白書を待たずに、いち早く拷問廃止の具体策の検討に着手したものといえる。

この意見案は、ボアソナードの意見書については全くふれていないので、それを念頭において書かれたものかどうかは、確実にはわからないが、「現今国法ノ惨ナルコト拷訊ヨリ甚キハナシ陋習野俗一日モ以テ盛時ニ存スベカラズ拷訊廃セズ而シテ国法以テ外国ノ民ヲ統治セント欲スル其レ難イカナ」「今マ断然此ノ不祥ノ法ヲ廃シ以テ衆庶ニ慶セラレンコト当然ト存候」と、治外法権撤廃のためにも拷問制廃止の急務を述べている。たとえ、ボアソナード意見書から影響をうけていたとしても、当時の政府部内において、そうした意見を開陳した例は、それほど多くはない。(7) 井上の見解は、やはり先駆的達見の一つに数えてよかろう。

さらに、意見案は拷問制廃止の具体策を次のように述べている（句読点手塚）。

抑々拷訊ヲ廃セハ、従テ断罪法ヲ改メザルベカラス。改定律令第三百十八条ニ云、凡ソ罪ヲ断スルハ口供結按ニ据ル。是レ旧断罪法ナリ。然ルニ犯人ノ口供甘結ヲ得テ、然ル後、罪ヲ断セント欲セハ、必ス拷訊ヲ用ヒザルコトヲ得ズ。因テハ并セテ本条廃セラルベク、従テ別紙甲号ノ通、御布告ニ相成度被存候。已ニ口供結按ヲ廃スル時ハ、断罪ノ法、第一、司法警察官ノ証告、第二、証人ノ供述ニ憑リ、而シテ罪ノ有無軽重ヲ断スルハ、判事ノ見ル所ヲ以テスルコトヲ得ベク、是レ仏国治罪新法ノ大意ナレハ、追而我カ治罪法完成ノ日ニ至ル迄、別紙乙号ノ通当分大概則御定メニ相成リ、司法省ニ御達猶一般ニモ御布告ニ相成度被存候。又、司法警察事務ハ治罪法ノ一部分ニテ、追テ御制定ニ相成ルベク候ヘトモ、差シ向キ御国民従来掩隠怯避ニシテ所知ノ兇賊ヲ告発セザ

ルノ悪俗一変イタサズ候テハ、証人ノ供述ヲ得ルニ由シナク、因テ、[別紙丙号之通]罪犯告発証挙規則定メラレ度、証人ニ付テハ偽ヲ禁スルノ[因テ]之律[宣誓]法無クシテハ、証以テ証トスベカラズ。[是レ]偽証[ノ]罪律無ルベカラズ[因テ]別紙[丁号ノ通]定メラレ、一同御布告ニ相成度[抑現今法律ノ改正スヘキ者指不勝屈]

[奉存候右御布告案相添奉伺候也]。而シテ本条ノ如キハ急中ノ急ナル者ナリ。因テ至急左之通御発令相成度此段仰高裁候也

囲みは抹消を示し、行間の文字は修正文である。修正前の原文では、甲号、乙号、丙号、丁号各法律案と呼んでいるが、修正後の文案では、それらの呼び方を取りやめ、「左之通御発令相成度」と述べているだけであるが、甲乙丙丁四種の法律案が添付されていたことは同じとみていい。しかし、それら法律案の草稿は、井上文書には欠けているのである。

いま、意見案の中に示されている四法律案と、前述の拙稿「拷問廃止に関連する諸法律案」で細川文書を覆刻した四法律案の名称を、それぞれ対照してみると、次の通りである。

井上意見案	細川文書四法律案
甲号・改定律例第三一八条廃止ニ関スル布告	甲・新律綱領拷訊の条及び改定律例第三一八条廃止の布告
乙号・断罪ノ法ノ概（大）則	乙・断獄大則
丙号・罪犯告発証挙規則	丙・罪犯告発心得条例
丁号・偽証之律	丁・偽証律

意見案に添付された筈のそれら法律案は、前にも述べたごとく伝えられていないので、その内容を対照することは残念ながらできないが、その名称を比較しただけでも、それぞれ四種の法律案は、正に同一系統のものであることは明らかである。

すなわち、井上の意見案には、彼自らの立案に係る拷問廃止前後措置の四種の法律案を添付したが、さらにそれが修正されて、元老院へ廻されたのであろう。その修正が井上の手によってさらに行われたのか、それとも他の誰かによって行われたかはわからない。そして細川文書にみられる四法律案は、元老院下附案そのものか、あるいはそれに近いものとみた私の推定は、いまここでも変更の必要をみとめない。ただ、意見案の出現によって、それら四法律案の原案の立案者が、井上であったことをはじめて知りえたのである。

さて、井上毅が拷問廃止論者であったことは、この意見案の公表によって、今日のわれわれは、はじめてそれを知ったのであるが、当時の政府部内では、かなり知られていた事実であったと思われる。なぜならば、後掲ボアソナードの書簡に「余カ聞ク所誤リナラストセバ、君ハ……此改革ニ、熱心以テ与ミシタル人ノ一人ナリシト聞ク」と述べているからである。

前に述べたごとく、明治八年の四月と五月、両度に亘って、ボアソナードは拷問廃止意見を上申し、政府も一度は元老院に廃止案を

下附したが遂に実現せず、かくて約一ヵ年の歳月が流れ去つた。ボアソナードは、これを潔しとせず、九年三月三十一日、政府部内で志を同じくした井上毅に対し、[8] 長文の書簡を送つた。井上の自筆で「ボアソナド書簡」と書かれた表紙がつけられた書簡訳文（太政官十行罫紙十八枚）が、これまた梧陰文庫の中に収められている。[9] 明治拷問制度廃止過程において、このようなボアソナード書簡の存在は、これまで全く知られていなかつたと思われるので、ここに、その全文を覆刻、発表したい。

なお、この書簡をうけてからの井上の動静はわからないが、この書簡の翌月二十五日、元老院では議官陸奥宗光提出の「改定律例第三百十八条改正ニ関スル意見書」を議決し、さらにその翌日、司法省は、自白しない犯人にも拷問を用いず、他の証拠によつて裁判することの是非を太政官へ伺いでている。そして五月九日、遂に政府は「改定律例第三百十八条拷訊改正案」を元老院へ下附したのである。[10] これが、拷問制度の廃止の第一歩となつたものであるが、これら一連の動きと、前掲ボアソナード書簡との間には、井上を媒介として何か関係があるようにも思われる。将来における新史料の出現を期待して止まない。

（1）井上毅伝記編纂委員会編「井上毅伝・史料篇第一」（昭和四十一年刊）・全六二六頁。

（2）前掲書・五八頁――五九頁。以下本稿の引用はすべてこれによる。

（3）井上は、当時、正院六等出仕（八年四月二十五日任）であつたが（井上の官歴は、「百官履歴」・史籍協会本・上巻三〇〇頁以下による。以下同じ）、政体取調掛の役にあつたことについての確証はない。なお、政体取調掛がいかなる任務のものであつたか、いまそれも確めえない。

（4）拙稿「明治初年の拷問制度――その廃止過程の一研究――」・拙著「明治初期刑法史の研究」（昭和三十一年）・一〇九頁以下参照。

（5）拙稿「拷問廃止に関連する諸法律案――明治法制史料雑纂（一）」・本誌第三四巻三号・五四頁以下。

（6）法務図書館蔵「吾園文書」である。本稿では、井上の「梧陰文庫」との混同をさけるため、細川文書と仮称した。

（7）日本人諸家の拷問反対論については、前掲拙著・一二二頁以下、拙稿「明治初年における二、三の拷問廃止論――続・明治法制史料雑纂（九）」・本誌第三九巻二号・八七頁以下等参照。

（8）井上は、五年六月、司法中録として河野敏鎌（司法少丞）一行の渡欧に参加、在仏中にボアソナードの教えを受け（ボアソナード教授記念事業発起人委員会編「ボアソナード先生功績記念」・昭和十年・二八頁）、帰朝後も、司法省七等出仕、明法寮権中法官として、八年三月、正院七等出仕に転出するまで司法省に在職したから、ボアソナードとは、熟知の間柄と思われる。なお、九年三月当時は正院五等出仕（八年七月八日任）である。

（9）国学院図書館編「梧陰文庫目録」・昭和三十八年・一三四頁。

（10）前掲拙著・一三二頁以下参照。

※　※　※

前註（1）ゴチは朱筆を示す。□は抹消を示し、行間の文字は訂正の書き込みである。句読点は手塚が附した。

(2) 普通に使用されていない字体は、現在のそれに改めた。例えば𠀋をコト、寸をトキの類である。

(3) 墨筆で囲まれた個所あるいは×を附された部分もあるが、これは井上の覚書と思われるので省略した。

(4) 欄外に「報旦」「証物」「被告人口供」などの朱筆書入れがあるが、これも省略した。

(5) 翻訳者河津祐之は、当時、元老院権大書訳官であつた（明治八年七月五日「元老院日誌」第一号・「元老院会議筆記」覆刻版・昭和十八年・二頁。明治九年七月「官員録」・七頁表）。

正院五等出仕井上君ニ呈ス

余、拷訊ヲ廃止センコトヲ司法省ニ建言センコトヲ乞テ、其許可ヲ得タルヨリ、軈テ一ケ年ニ至ル可シ。

此建白書ハ、其後正院ニ廻サレタリ。

余ハ此二官省（正院ト司法省ヲ云）ニ於テ、余カ希フ所ノ処置ニ与ミスル者アリシト信スルナリ。

然レトモ、今日尚初日ノ如ク、此処置ヲ行フノ日近キニ在ルトモ見ヘス。

余カ聞ク所誤リナラストセバ、君ハ全ク正理ト人情トニ基キタル此改革ニ、熱心以テ与ミシタル人ノ一人ナリシト聞ク。

余ハ君ト共ニ貴国ノ為ニ勉励シタルヨリ、深ク君ヲ愛スルノ念アリシカ、右ノ一事以テ其情ヲ深クセリ。

故ニ、余ハ別人ニ対シテ説カンヨリ、此大主旨ニ関シタル余カ新意見ヲ、君ニ向テ陳述セント欲ス。

君親ラ此時機ニ乗シ、正院ニ於テ再ヒ此論題ノ調査ヲナサシムルヲ得可ク、且ツ君、日本語ヲ以テ我論説ヲ他人ニ説明サル可シ。余カ日本語ヲ知ラザルヲ悔ム、今日尚常ヨリ更ニ甚シ。

余、先ツ去年、日本政府ニ於テ、此事ヲ助成スル心アリシト言フ可シ。

東京ニ於テ行ヒタル重大ナル犯罪ニ関シタル英国ノ治罪方法ニ付キ、欧羅巴ノ新聞紙ニ於テ、其方法ノ多数ナルコトヲ称誉シ、之ヲ日本ノ治罪方法ト比較シテ、日本ノ方法殊ニ拷訊ノ事ヲ誹謗シタリキ。

当時、良キ思慮アレトモ杜撰ナル人、或ハ拷訊ノ廃止ヲ已定ノコトト公告セリ。然レトモ全ク左ニ非ス。而シテ拷訊ノ事ヤ、其後モ常ニ之ヲ行ヒタリ。

此頃日本ヲ誹謗スルヲ厭ハサルノ外国人等、再ヒ立戻リテ此主旨ヲ評論ス。而シテ今回ハ以前ヨリモ更ニ深ク之ヲ論シ、拷器ノ数、性質及ヒ残忍ニ論及セントスト聞ク。

日本ハ十分此ノ如キ耻辱ヲ蒙ルヘキモノニ非レハ、尚更ニ注意シテ之ヲ避ク可キナリ。日本ノ為ニ量ルニ、真ノ讒謗ハ厭フニ足ラサレトモ、此ノ如キ実事ヲ言ハレンハ厭フ可キコトナル可シ。兎モ角モ日本ハ其近時ノ外政ノ故ニ、他国ノ敬愛ヲ得タル当今ニ際シテハ、別シテ此ノ如キ耻辱ヲ受ケサランコトヲ要スルナリ。

是故ニ、余ハ已ニ遅シト雖トモ二件ノ外政ノ奏功ヨリモ、尚日本ヲ尊カラシム可キ此改革ヲ今君ニ告ゲントス。

余、今、拷訊廃止ニ付テ人ノ主張シタル三件ノ抵抗説ヲ論駁セ

ントス。

第一　人或ハ云フ。日本ニテ用ヒタル他証ハ悪人ニ対シテ社会ヲ保護スルニ足ラスト。

余思フニ此説ニ於テ確実ナルコトヲ看認メス。

日本ハ他ノ国ニ於テ用ユル総テノ他証ヲ用ユルヲ得。且ツ現在用ルナリ。

此証ハ別々ニ之ヲ取ルトモ、各々罪ヲ証スルニ足ル可ク、而シテ結合シタル其数証ヲ得サルコト又亦罕レナリ。

此証ハ左ノ如シ。

甲　見証人ヲ以テ証スル事

不羈正直才智ノ約束ヲ有スル国民、犯罪若クハ其一、二ノ犯情ヲ知ルト証スル時ハ、其証ハ十分ニシテ且ツ足レリ。

其証若シ明瞭ニシテ兼テ実事及ト実行為ト上及ヒ意思上ノ成ノ罪性ト、ノ質被告人ノ認睨ト合応スル時ハ、只一証タリトモ罪ヲ決スルニ足ル。

若シ多クノ見証人アル時ハ、諸証互ニ相保固スルヤ否ヤヲ検査スルヲ要ス。其言ヲ所相反スルハ、或ハ見証人ノ正直ノ故、或ハ其智ノ故、或ハ其言ノ明瞭ナルノ故ヲ以テ、其ノ証ハ某ノ証ヨリ信ス可キヤ否ヲ探究ス可シ。

此時、他ノ時ト同ク、疑シキコトアラハ、即チ被告人ノ利益トナルナリ。

乙　検視明細書

検視明細書トハ、罪ヲ犯シタル時ト、多少近キ時ニ於テ、犯罪ノ地、犯罪ノ証跡及ヒ其他所犯形情ニ関シテ作リタル証実ノ文書ナリ。明ニシテ私ナキ官吏或ハ吏員ニ委托シテ此文書ヲ作ラシムレハ、信スルヲ得可シ。而シテ信ズ可カラサルヲ得サルナリ。

但シ此文書ハ被告人之ニ服セサルヲ得ヘシ。然レトモ裁判官ハ容易ニ何レノ言フ所真ナリヤ否ヲ認ムルコトヲ得可シ。

丙　証憑物件

証憑物件トハ罪ヲ行ヒタル兇器ニシテ、被告人ガ以前所持セルモノ、殊ニ争闘セシ時、又ハ急切ニ遁走セシ時ニ於テ、罪犯所ニ残シタル衣類又ハ衣類ノ部分ニシテ尚被告人ノ有ニ属スト認メタルモノ、其衣類ニ付キタル鮮血ノ跡並ニ其身体ニ残リタル争闘ノ証跡ニシテ、被告人ガ十分ニ弁解シ能ハザルモノ、犯罪ノ時、其地ニ在ラスト証スルヲ得サルコト、或ハ其時ニ当テ、別事ニ従事セシヲ証スルヲ得サルコト等ナリ。

若シ政事上ノ罪ニ関スレハ、謀反ヲ証スルノ書翰、文書等ヲ証憑物件トシ、若シ貨幣偽造ノ罪ニ関スル時ハ、此ノ如キ場合ニ於テ用ヒタル器機即チ模型、刷器、金属等ヲ証憑トス。若シ盗窃ニ関スル時ハ、証憑物件ハ、犯所ニ残リタル破鍵ノ器械、被告人或ハ其親族、朋友、従僕ノ有スル所ノ盗ミタル物件ナリ。尤、此親族、朋友、従僕ハ、自ラ其罪ノ首犯トナルニ非レハ、又、其従ト看做スコトアルヲ得可シ。

丁　日本ニ於テモ、他国ト同ク、巧ミニシテ寛耐ノ心アリ。且ツ威トスヨリ寧ロ憐ム所ノ疑問ニヨリ被告人ノ口供ヲ得ルコトヲ得可シ

若シ此等ノ証ヲ以テ、総テ裁判ヲ定ムルニ足ラサル時ハ、被告人ヲ免ス可シ。而シテ又新ニ証ヲ得バ再ヒ之ヲ執フルノミ。

実ニ此間ニ際シテ、一般社会ハ頼少ク、且ツ自ラ防クノ器機ヲ有セサルモノノ如シ。然レトモ、此ノ如キコトハ甚タ罕レナル可シ。而シテ仮令屢々アルニモセヨ、之ヲ以テ拷訊ヲ用ル〔故〕由トスルヲ得ベカラズ。拷訊ナルモノハ、余、後ニ之ヲ証スルカ如ク、権利ニモ道理ニモ人情ニモ戻リタルモノナリ。其他、是レハ裁判官ヲシテ実ヲ誤ラシムル他証ヨリ、危害更ニ甚シ。何ントナレハ、無罪ノ人ヲシテ苦痛ニ堪ヘズ、許偽ノ口供ヲ為サシメ、遂ニ之ヲ罪スルノ憂アレハナリ。

社会ノ為メニ、罪人ヲ罪セザルノ危難ヲ防ク方法ニ、総テ正直ノ平人ヲ威ス可キ方法ヲ用ユルハ、豈奇ナラスヤ。実ニ拷訊ノ方法ヲ用レハ、詐偽ノ口供、或ハ不幸ナル形情ノ故ヲ以テ、各人裁判官ノ手下ニ落チサルヲ得ス。嗚呼。

若シ日本ニ於テ、他ノ証ヲ以テハ罪ヲ決スルニ足ラサルノ故ニ、拷訊ヲ永存セント欲スレハ、此一事ヲ以テ、日本ノ官吏ハ治罪ノ術ヲ知ラス、他ノ開ケタル国ノ官吏ニ及ハサル遠シト、公告スルニ異ナラス。

是レ、余カ日本ノ為ニ取ラサル所ナリ。余、又、他ノ証ハ罪ヲ決スルニ足ラズトスル謬説ヲ論破スルノ一論ヲ加ヘントス。

余ハ日本ニ於テ、諸般ノ重罪及ヒ軽罪ニ区別無ク拷訊ヲ用キスト仮信シ、且ツ此ノ如シト確信ス。若シ此事アラハ、最悲ムヘキノ一事ナリ。然而シテ、此方法ハ只重大ナル重罪ニ関シテ用ル所タルコト疑ヲ容レス。

是ヲ以テ之ヲ見レハ、軽罪ト軽キ重罪トニ付テハ、前ニ説キタル通常ノ証ヲ以テ足レリトスルコト明カナリ。何トナレハ、余ハ此ノ如キ場合ニ於テモ、十分ナル証ナキニ、人ヲ罪セスト信セサルヲ得サレハナリ。罪ノ疑シキトキハ、被告人ヲ放免スルハ、天法ノ一理ニシテ、人ノ争ハザル所タレバナリ。

故ニ、日本人已ニ禁獄或ハ罰金ヲ言渡スニ際シテ、被告人ノ口供ヲ要セサルトキハ、正シク実事ノ証跡ト、形情トヲ検査スルトキハ、裁判官罪ヲ決スルニ足ル証ヲ得タリト認メタルナルヘシ。

然ルニ、何ノ故ニ、重キ刑罰ヲ課スルニ於テ、之ト同シカラズヤ。

但シ裁判官ハ罪ノ重キニ随ヒ、更ニ勉励ヲ加ヘ、更ニ遠慮ヲ加ヘ、更ニ自ラ疑ヒ、人ヲ疑フノ心ヲ加フコトアル可シ。斯クアラサルヲ得サルナリ。然レトモ、彼真ニ事実ヲ明カセリト自信スレハ則チ足ル可キナリ。

其才学ヤ、其賢良ヤ、其正直ヤ、社会ヲ保固スルノ最良キモノニシテ、且ツ被告人ヲ保護スルノ最安全ナルモノナリ。

余ハ、之レニ反シテ罪ノ事実ヲ証スルニ被告人ノ口供ヲ要スルノ裁判官ヲバ、才学少ク、能ク其高官ニ適セサル裁判官ナリト認ムルナリ。而シテ彼レ若シ拷訊ニヨリテ得タルノ口供ヲ以テ、罪ノ事実ヲ得タリト思ハヾ、彼レハ些少ノ証ヲ以テ、罪ヲ決スル人タリト認メサルヲ得ス。

第二　人、又云ハン、裁判官ハ拷訊ニヨリテ、日々ニ罪人ノ口供

ヲ得、次ニ他ノ証ヲ以テ、此口供ヲ確実ニス。而シテ此証ヲ発見スルニ、拷訊ノ他ニ之レアラスト。

故ニ、爰ニ一人ノ刺客アリ。自ラ其罪ニ服シ、如何ナル形況ニテ人ヲ殺シタリ。如何ナル地ニ屍体ヲ蔵シタリト云ハン。而シテ、其後、此形情ヲ探ルニ其言フ所ノ如シ。

又、一賊アリ。如何ナル地ニ、其盗ミタル物件ヲ蔵クシタリト云ハン。而シテ人、之ヲ其地ニ就テ看出ス可シ。

其他、如何ナル罪人ニテモ、其同罪人ヲ名指ス。而シテ別々ニ此同罪人ヲ拷訊スレハ、各其首犯人ヲ名指ス。

故ニ、人或ハ云ハン。此場合ニ於テハ拷訊ニヨリテ、事ノ実ヲ得タリ。故ニ之ヲ行フヲ厭フニ及ハスト。

余、思フニ、一時ノ成功アルモ正シカラサル方法ヲ正シトスルヲ得ス。

余、先ツ説カン。拷訊ヲ以テ得タル口供ノ事実ニ適シタル時ナキニ非スト雖トモ、拷訊ヲ以テ何ノ口供ヲモ得サル場合モ亦許多アルヘシ。此場合ニ於テハ、裁判官ハ残忍悪ムヘク、且ツ社会ニモ、事実ノ発見ニモ、無益ナル行為ヲナセシニ非スヤ。被告人若シ真ニ罪人タルモ、拷訊ヲ以テ口供ヲ得サルトキハ、裁判官如何様ニ之ヲ疑フアルモ、其最信スル所ノ証拷訊ヲヲ得サルカ故ニ、之ヲ放免[ス](セザ)ルヲ得サルナラハ、裁判官ハ其巧ミナラサルヲ証スルノ行為ヲナセシニ非スヤ。

口供ヲ得サルヲ以テ、被告人ヲ放免スルノ時ニ於テヤ、彼レ生命ヲ失ハサルモ、生涯不具ノ人トナリ、自由ニ生業ヲ営ムヲ得ス。耻辱ト回復シガタキ不幸トヲ蒙ルニ至ルコト多シ。

此不幸ノ人、若シ真ニ罪ナケレハ、彼レ向後、裁判官ヲ怨恨セサルヲ得ス。本国ノ司法及ヒ其法律ヲ蔑視セサルヲ得ス。彼レ其制度ヲ愛セザルノミナラズ、罪人ヲ発見スルカ為ニ、無罪ヲ苦シムルノ国タル、其本国ヲ愛スルノ心ヲ失ハザルヲ得ス。然ルトキハ、裁判官、彼レヲシテ人ノ最美性ノ一タル愛国心ヲ失ハシメシナラスヤ。

然ノミナラス、彼レ其誣罪ノ辱ヲ受ルモ、実罪ナキヲ以テ、其宗旨上ニ於テ、精神ヲ慰ムルト明キラメガタカルヘシ。又、此世ニ於テ、忍耐ヲナシ、苦ヲ受ケタルカ故ヲ以テ、未来ノ世ニ、幸福ヲ得ルノ望ヲ有スルトモ、思ヒガタカル可シ。

然レトモ、拷訊ヲ以テ、成績ヲ得サルノ後ニ、無罪ヲ放免スルコトヨリ、更ニ余ヲ戦慄セシムルノコトアリ。是レ他ナシ。裁判官カ、罪人若クハ無罪人ノ弱キ身体ヲ苦シメテ、其口供ヲ得、最モ重キ刑罰及ヒ最モ回復シガタイ刑罰死罪ヲ之ニ科スルニ足ルノ口供トスル是ナリ。

拷訊ヲ以テ得タル口供ハ、裁判官ノ耳ヲ満足セシムルヲ得ルモ、如何ニシテ其是非ノ心及ヒ其良心ヲ安スルヲ得ンヤ。

第三　余、此論議ノ最中及ヒ他ノ時ニ於テ、日本ノ被告人ハ、一般東洋人ノ如ク、頑固ニ裁判官ニ抗シテ言ヲ白セス、故ニ拷訊ニアラザレハ、之ヲシテ言ハシムルヲ得スト云フヲ聞キタリ。

余ハ、人ノ道徳上ノ性質ハ、身体上ノ性質ノ如ク、風土ニ随テ相異ナルコトヲ信セズ。

若シ日本人之ヲ然ト主張セハ、此差異ハ他ノ形状ニテ亦貴国ノ官吏ニモ現出シ、而シテ官吏モ亦共通ノ是非心及ヒ普通ノ良心ヲ有セスト、人ノ罵ランコトヲ恐レズヤ。

此有ルナキ差異ノ故ヲ以テ、貴国カ正理行フベキ外国人ノ裁判ヲ、日本人ニ委托スルコトヲ拒マレンコトヲ恐レズヤ。

実ニ貴国ヲ誹ル者云ハン。我等ノ裁判官ハ、自由随意ノ口供ヲ以テスラ、妄リニ罪ヲ決セサルニ、如何ニシテ日本ノ裁判官ノ是非心ハ、拷訊ニヨリテ得タル口供ヲ以テ、之ヲ満足スルヲ得ルヤ。我等ノ裁判官ハ、罪人カ好ンテ為セル口供ヲ以テモ、或ハ静気ト堪忍ト且ツ慈悲ヲ旨トスル疑問ニ依テ得タル口供ヲ以テスラ、尚、事実ヲ誤ランコトヲ恐ルヽニ、如何ニシテ日本裁判官ハ、苦痛ヲ以テ意思ヲ抑制セラレタル時ニ、罪アリト自首シタル不幸者ヲ死刑ニ処シテ、自ラ良心ヲ満足スルヲ得ルヤト。

能ク貴国ノ事情ニ通セサル一著作者、嘗テ云ヘリ。日本ノ開化ハ支那ヨリ伝承セルモノナリト。彼レハ妄リニ日本人ノ美質及ヒ其自然ノ所長ヲ蔑視シタリ。

彼レ若シ「日本刑法ノ内ニ於テ、嘗テ残忍ナル部分ヲ有シ、而シテ今尚有スル所ハ支那ヨリ伝承セル所ナリ」ト云ハヾ、其言フ所、実事ニ近シ。且ツ日本ニ於テ、其誹謗ヲ蒙ムルノ度少ク軽カル可シ。

故ニ貴国ノ風俗、国情ノ自然ノ美ト反対シタル此伝来物ハ勉テ急ニ之ヲ廃止セヨ。

若シ日本人民の性ハ、西洋人ヨリ感動シ易ラス、威シ易カラサルノ故ヲ以テ、日本人ニ恕セヨトノ事アラハ、此レヲ為スハ他ノ事件ニ於テセン。譬ヘハ、日本人ハ正シク罪跡ヲ証シタル罪人ニ対シテ、余等ヨリ重キ刑罰ヲ科スルヲ得。正理及ヒ司法ハ刑罰ノ品性及ヒ其軽重ニ付テ、諸国一般ノ規程ヲ有セス。多クノ注意ト遠慮トヲ要スヘキノ此論題ハ、余、今之ヲ議セス。只、余ガ言ントスレハ、罪人ノ刑罰ト被告人ノ糾問トノ間ニ、大ナル差異アルコト是レナリ。被告人ハ常ニ裁判官ノ罪アリト定メタル時迄ハ、無罪人ト認メサルヲ得ズ。而シテ罪アリト定ムルハ、毫モ疑ナキ証ニ由ラザレバ、能ハザルナリ。人、被告人ノ身体ヲ拘留スルヲ得ト雖トモ、身体自由ヲ失ハシムルノ外、何ノ苦痛ヲモ受ケシムベカラザルナリ。

日本ハ西洋諸国ト友誼ヲ結ビ、肩ヲ並ブルコト軈テ十年ニ至ルベシ。

能ク西洋ノ事情ヲ知レルノ当今ニ於テヤ、君等已ニ知ルベシ。西洋諸国ノ人民、開化ノ大路ニ名アル所以ハ、自然ノ道理、一般ノ公義及ビ人情ニ於テ、進歩セルヲ以テナルコトヲ。

君等、今ハ我等ヲ名ケテ夷狄トセズ。是レ我術芸、我工業、我学術ガ、日本ニ勝レル故ナラズヤ。我法律及ビ社会ヲ営治スル所ノ我原理、日本ヨリ美ニシテ日本ヨリ正シト見ユル故ニ非ズヤ。

我通運ノ方法、我工業ノ器械、我戦闘ノ器具、我学芸、我租税、風俗及ヒ然ノミナラズ、我好癖ニ至ルマデヲ、我ニ伝来スルヲ以テ足レリトスベカラズ。我法律ハ我有スル所ノ諸件中、最善良、最有益ナルモノニシテ、且ツ真ニ、君ガ有スル所ノモノニ勝

レルガ故、請フ、特ニ我法律ヲ模範トセヨ。此法律ハ、時日ト才智ト、我過去ノ経験トニヨリテ、作為シタルモノナリ。而シテ日本人、尚、之ヲ改良スルコトヲ得、且ツ我輩ノ為セル所ニ続キ、我法律ノ良キ所ヲ採用シ、其尚缺ケタル所ヲ改正スルハ、始テ作セル我輩ノ行為ヨリ更ニ容易ナリ。今日、君ニ向テ、諸国人民ヲ汚シタリシ古昔野蛮ノ一習俗ヲ廃止スルヲ乞フ所ノ人（自ラ云フ）ハ、只貴国ノ利益ヲ思フノミ。余レ又、我法律、一箇人ノ権利ノ為ニ、或ハ一般社会ノ利益ノ為ニ、日ニ加フルノ改正ヲ君ニ告ケント欲ス（而シテ、余レ已ニ之ヲ為ス）。

君等、勉テ我輩ヨリ諸件ヲ作為セヨ、而シテ他日、我輩ヲシテ、又、我有スル所ヨリ更ニヨキ事ヲ、君ヨリ伝受セシメヨ。

余ハ、上ニイヘルヨリ、他ノ確乎タル幾多ノ論説ヲ再言セズ。是レハ、余ガ最先ノ建白書ニイヘルヲ以テナリ。

余、其論説ヲ略示スルヲ要セズ。君、請フ、此原本ニ付テ看、一看セヨ。

但シ、余、二大論説ヲ再言シテ君ニ示サン。

第一　被告人ハ、之ヲ控告スル社会ニ対シテ、抗言スルノ不抜ノ権利ヲ有ス。

社会ハ控告スルガ為ニ、裁判官ヲ置ク、而シテ抗言スルコトハ、被告人ノ権利ニシテ且ツ職分タリ。

社会、拷訊ヲ用ヰ、被告人ヲ強テ自己ヲ控告セシムルヤ、原被ノ職分ヲ混乱ス。或ハ寧ロイハン、被告人ノ身ヲ合セテスベテ原告トスルナリト。何トナレバ、裁判官ハ被告人ノ為ニ、抗言スル人ト変ゼザレハナリ。

拷訊ヲ以テ得タル口供ヲ以テ、罪ヲ定ムルノ証トスルヤ、否、被告人自ラ抗言スルコト能ハザレバナリ。

然ノミナラズ、英国ニ於テハ、裁判官ノ疑問ヲ以テ、被告人ノ口供ヲ求ムルコトスラ、之ヲ禁ズ。

仏国ニ於テハ、疑問ニヨリテ得タル口供或ハ然ノミナラズ、随意ノ口供モ、他証ヲ以テ確実ニスルニ非レハ、之ヲ以テ罪ヲ決セズ。口供ヤ、実ニ法院ヲシテ、一時、真罪人ノ跡ヲ追フヲ怠タラシムル為ノ偽計ニ出ツルモノナシトセズ。又、親族、朋友ノ為ニスル信義ノ心ニ出ツルモノナシトセザレハナリ。

第二　日本ハ正理ヲ以テ且ツ国位ノ為ニ外人ヲ裁判スル権利ヲ求ム。

一般ニ且ツ十分ニ、拷訊ヲ廃止スルコトヲ以テ、刑法改革ノ第一着手ト為スニ非レバ、恐クハ此権利ヲ得ル能ハザルナリ。

余、一般ト明言ス。何トナレハ、唯外国人ニ対シテ之ヲ廃止シ、本国人ニ対シテ之ヲ保存スルコトハ「アキステリトリアリー」（他国ニ居住シタル人其自国ノ法律ニ遵フコト）ノ餘ヲ存スルモノニシテ、諸国友誼ノ情ヲ損スベシ。且ツ人民、又、言フヲ得ベシ。外国人ニ対シテ拷訊ヲ不正トセバ、我等ニ対シテモ亦不正ナラザルヲ得ズト。

余、十分ニ拷訊ヲ廃スベク、犯罪ノ最重大ナルモノナリトノ故由ヲ以テ、或ル犯罪ニ関シテ之ヲ保存スベカラズト云フ。何トナレバ、某ノ犯罪ニ於テ、已ニ拷訊ヲ不正ニシテ誤ヲ生ズベキモノト認メタル上ハ、他ノ犯罪ニ於テ之ヲ正ニシテ且ツ誤ラザルモノ

トスルヲ得ザレバナリ。

拷訊ヲ以テ証ヲ執ルノ悪シキハ、其性質ニ関スルナリ。之ヲ用ユル場合ニ関セザルナリ。

故ニ、余ハ直チニ一般ニ且ツ十分ニ拷訊ヲ廃止センコトヲ乞フ。是レ日本ノ新政府ガ千八百六十八年ノ革新以来、行ヒタル諸事業ノ中ニ就テ、其政府ニ最大ノ名誉ヲ与フルモノニシテ、日本ヲ他ノ開ケタル国ト同等ノ地位ニ置クベキ事業ハ、之ヲ除キ他ニアルコトナシ。

千八百七十六年三月三十一日

ボアソナード

河津祐之訳稿